



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ケーユーホールディングス  
代表者の 取締役社長 井上 恵博  
役職氏名  
(コード番号 9856 東証第一部)  
問合せ先 経 理 部 長 大橋 康寛  
(TEL 042-796-5381)

## 取締役に対する報酬等の額の改定および 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役に対する金銭報酬等の額の改定ならびに株式報酬型ストック・オプション報酬等の額および内容の改定を行うと共に、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を行うことを決議し、本件に関する議案を平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 45 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I 取締役に対する報酬額改定ならびに株式報酬型ストック・オプション報酬等の額および内容の改定について

当社の取締役に対する金銭報酬等の額は、平成 18 年 6 月 28 日開催の第 34 期定時株主総会において、年額 2 億 76 百万円以内（取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）とする旨のご承認をいただいております。また、平成 26 年 6 月 26 日開催の第 42 期定時株主総会において、同金銭報酬等とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとして割当てる新株予約権に関する取締役の報酬等の上限額として、各事業年度毎に 150 百万円以内とし、新株予約権の総数を 3,000 個以内（普通株式 300,000 株）とする旨のご承認をいただいております。

このたび、当社の企業価値の向上および株主の皆様との価値共有を一層促進することを目的として、取締役の報酬体系を見直し、社外取締役を除く取締役の報酬と業績との連動性をさらに高めたいと考えております。これに伴い当社の取締役に対する金銭報酬等の額をこれまでの支給実績、他社水準および取締役の員数等も総合的に勘案し、年額 400 百万円以内（取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）とすること、各事業年度毎に取締役に割り当てる新株予約権に関する報酬等の上限額を 400 百万円以内とし、新株予約権の総数を 3,000 個以内（普通株式 300,000 株）とすることについて、本株主総会に付議する予定であります。なお、社外取締役に つきましては、独立性確保の観点から固定報酬のみを支給いたします。

#### II 本制度の導入について

##### 1. 本制度の導入の目的

取締役は当社の中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに本制度を導入することを、本株主総会に付議することを決議したものであります。

## 2. 本制度の概要

### (1) 取締役の報酬額と交付株式数

本制度は、社外取締役以外の取締役および子会社取締役（以下「対象取締役」という。）に譲渡制限付株式を付与するために、対象取締役に対し金銭報酬債権を付与し、対象取締役は当該金銭報酬債権を現物出資することで当社の普通株式の発行または処分を受けるものです。上記の各報酬枠とは別枠で、譲渡制限付株式の交付を目的として年額 400 百万円以内の報酬を支給することにつき、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社普通株式の総数は、年 300,000 株以内（但し、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とします。なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において取締役会にて決定いたします。

### (2) 譲渡制限付株式割当契約について

本制度に基づき当社の普通株式の発行または処分をするに当たり、当社と対象取締役の間で譲渡制限付株式割当契約を締結することといたします。本契約の主な内容は次のとおりであります。

- ① 対象取締役は一定期間、割当てを受けた株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が無償で株式を取得すること。

対象取締役が割当てを受けた当社の普通株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、野村證券株式会社開設する専用口座で管理される予定です。

以 上